

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和3事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	令和4年度においては、年度目標に定められた業務について、年度目標に沿った事業計画が順調に達成され、農林水産大臣による令和3年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、評価結果に基づく役員の解任等を行わなかった。
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	令和4年度においては、前事業年度に係る業務の実績等に関する主務大臣による評価結果等を勘案して期末特別手当の支給額を決定した。 (参照：令和4年度分 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（法人番号 5030005001226）の役職員の報酬・給与等について)
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について  
 <令和3年事業年度評価>

評価項目	令和3事業年度評価における主な指摘事項	令和4及び令和5年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 飼料の立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査に係る結果報告が標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起こらないように対策を行うこと。 (参照：令和3年度評価書P26-27〈主務大臣評価〉欄)	【令和4年度】 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査304件中304件について、立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品292件中292件（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の試験結果について、試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。 (参照：令和4年度評価書P28〈業務実績〉欄)

		<p>【令和5年度】 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣または地方農政局長に報告する。 (参照：令和5年度事業計画P4-5)</p>
--	--	---